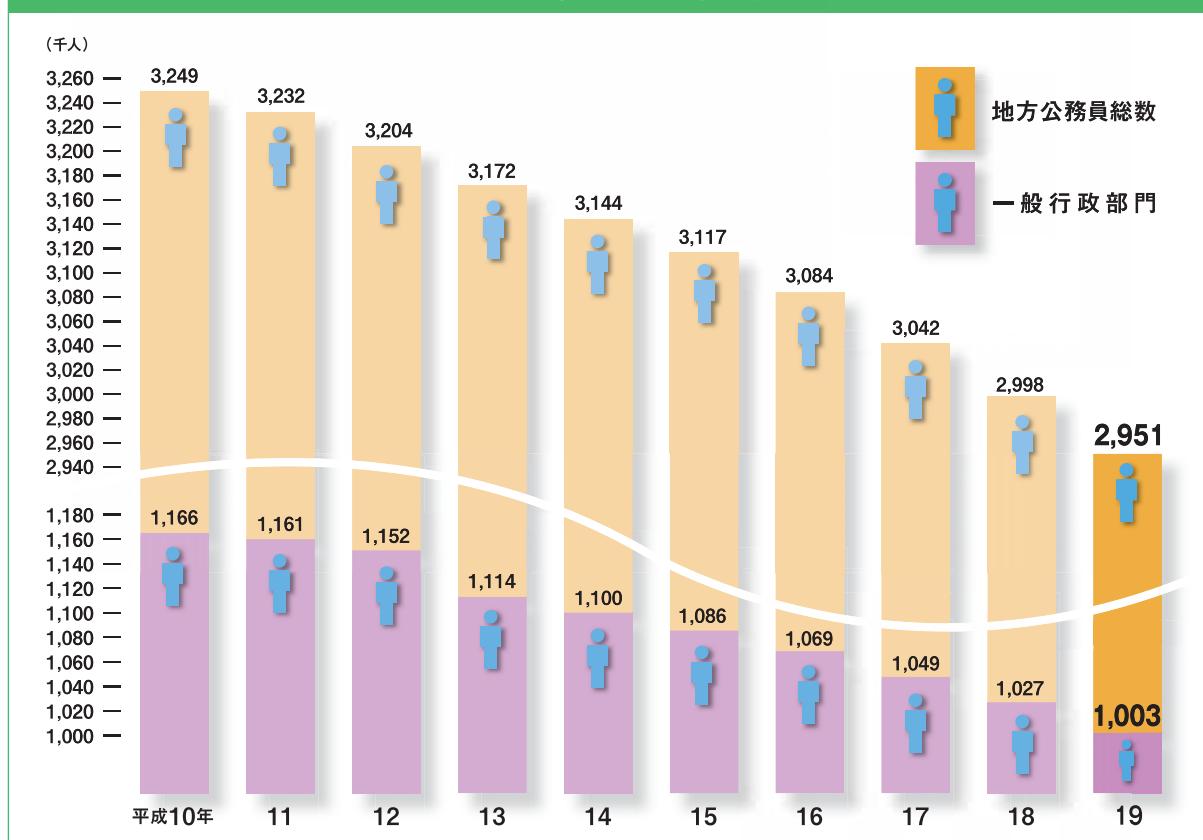


参考 公務員数

地方公務員総数は、平成7年以降13年連続して減少しています。一般行政部門は12年連続、公営企業等会計部門も6年連続して減少しています。

これは、治安・防災対策の充実などにより警察・消防部門の職員数が増大しているものの、定員管理目標を策定し、スクラップ・アンド・ビルトを基本に他の部門で削減を行うなどにより全体として職員数の削減に努めているためです。

地方公務員数の状況

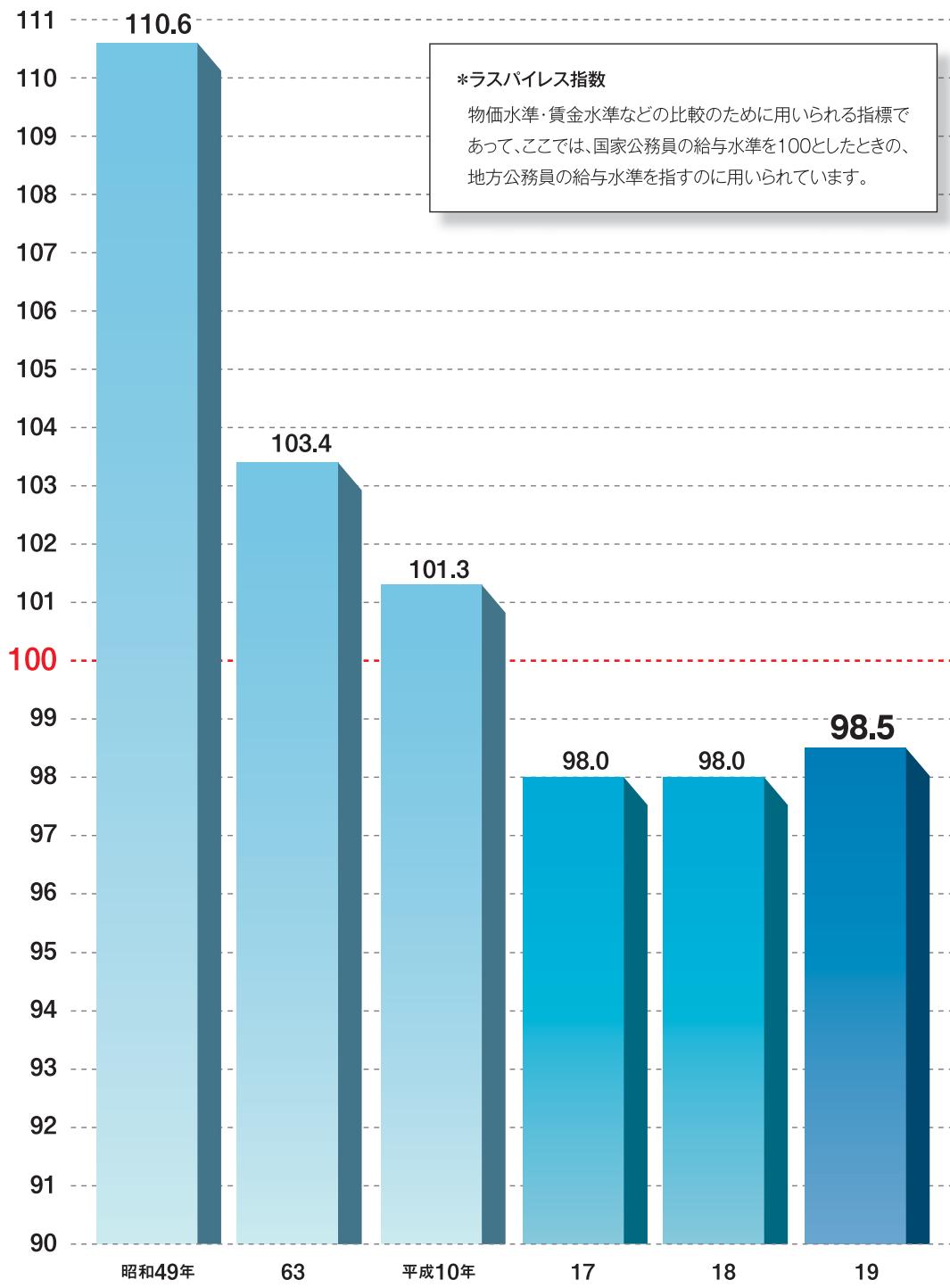


参考 紹介水準

地方公務員の紹介水準をラスパイレス指数*で表すと、全地方公共団体平均で98.5となっています。なお、平成18年度において、紹介表のは正等給料の水準は正のための措置を講じた団体は延べ577団体、また諸手当や退職手当のは正を行った団体は延べ781団体でした。

また、ラスパイレス指数が100未満の団体は、1,874団体中1,636団体(約87%)でした。

ラスパイレス指数の推移(全地方公共団体平均の推移)



3 地方財政健全化の推進

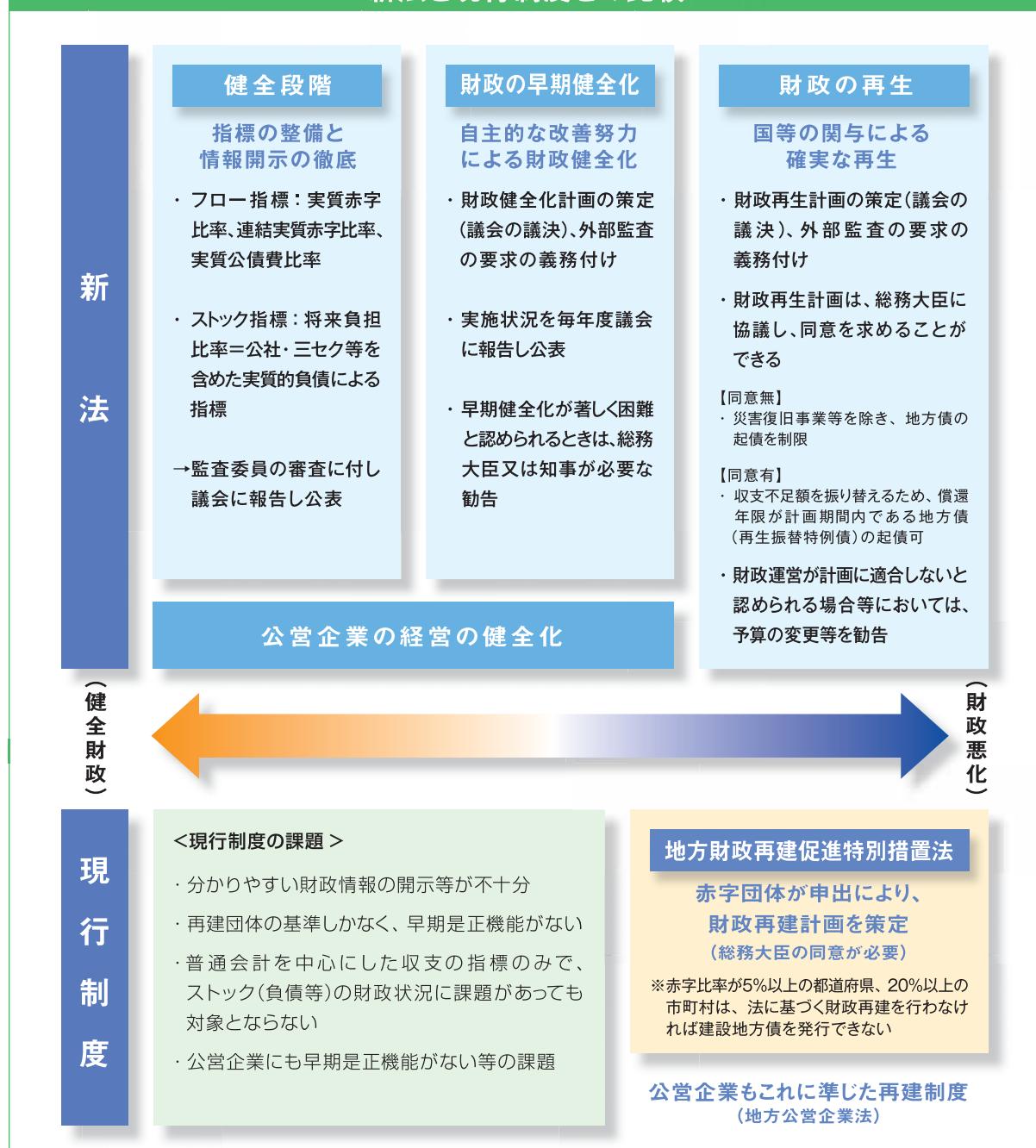
(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等

地方債の償還や高齢化の進展等により、厳しい財政状況にある中で、各地方公共団体は、住民ニーズを踏まえた自律した財政運営を行うことが求められています。また、今後、地方分権を進めていくためにも、地方公共団体の財政規律を確立することは極めて重要です。

これに対し、現行の地方公共団体の財政再建制度は、一般会計等の実質赤字というフローの指標のみを用いており、申出により再建を行う仕組みである等の課題が指摘されていたところです。

そこで、現行の地方公共団体の財政再建制度を約50年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)が成立しました。財政指標の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定の義務付け等の規定については平成21年4月から施行されます。

新法と現行制度との比較



公営企業の経営の健全化

(健全財政)

現行制度

<現行制度の課題>

- 分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- 普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があつても対象とならない
- 公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

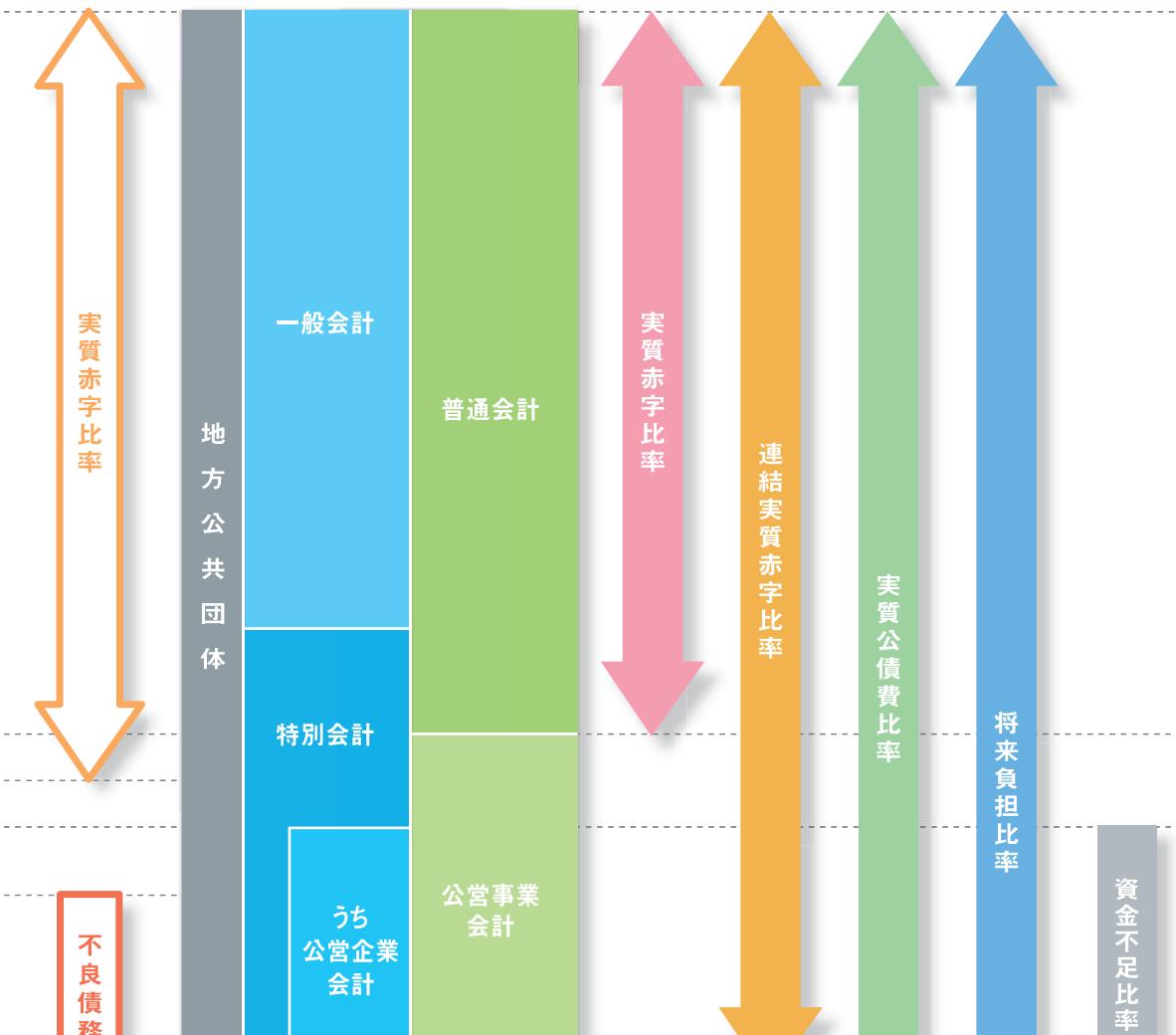
赤字団体が申出により、
財政再建計画を策定
(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

公営企業もこれに準じた再建制度 (地方公営企業法)

健全化判断比率等の対象について

現行制度



※公営企業会計
ごとに算定

※公営企業会計
ごとに算定

一部事務組合・広域連合

地方公社・第三セクター等

地方財政の役割

地方財政の現状

地方財政の動向と課題

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余額を生じた会計の資金の剩余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

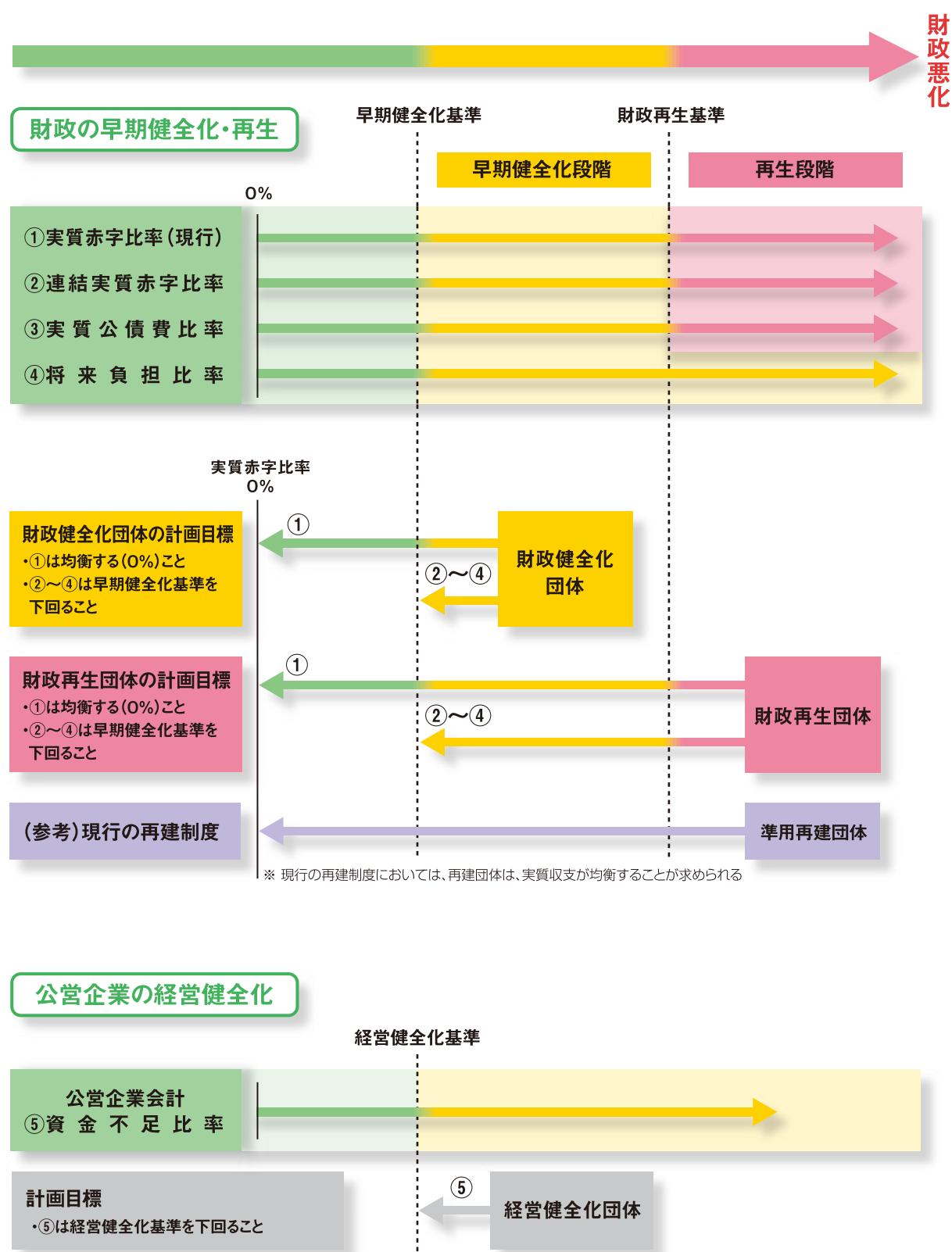
- ・資金の不足額：
 - 資金の不足額(法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
 - 資金の不足額(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・事業の規模：事業の規模(法適用企業)=営業収益の額-受託工事収益の額
- 事業の規模(法非適用企業)=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

地方財政の役割

地方財政の現状

地方財政の動向と課題



早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表に関する規定は平成20年4月1日から施行されており、平成19年度決算から適用。
- 計画策定の義務付け等の規定は平成21年4月1日から施行し、平成20年度決算から適用。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、外部監査の要求 等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画について国の同意手続、地方債の制限、再生振替特例債 等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ 11.25～15%	都道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ 16.25～20%	都道府県：15%（※） 市町村：30%（※）
実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の 比重を示す比率	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来 負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—
公営企業における 資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	20%	—

（※）連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（市町村は40%→40%→35%）を設ける。

(2) 地方公会計改革と情報開示の推進

ア. 地方公会計の改革の推進

地方公会計の整備については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により財務書類の整備又は作成に必要な情報の開示に取り組むよう要請しているところですが、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することや「地方公共団体財政健全化法」の施行を踏まえれば、平成21年度までにいずれの団体においても一定の資産評価を行った上で財務書類を整備することが重要となっています。

公会計の整備を通じて、地方公共団体の財政状況の透明性が一層向上することが期待されますが、住民等に分かりやすい内容で公表することが重要であり、総務省では、簡潔に全体を示す財務書類のひな形を示しています。

貸借対照表

- 貸借対照表は、年度末時点における資産・財産とその調達財減の状況を示したものです。

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産 (1) 事業用資産 (2) インフラ資産 (3) 売却可能資産	*** *** *** ***	1. 固定負債 (1) 地方債 (2) 退職手当引当金 (3) その他	*** *** *** ***
2. 投資等 (1) 投資及び出資金 (2) 貸付金 (3) 基金等	*** *** *** ***	2. 流動負債 (1) 翌年度償還予定地方債 (2) その他	*** *** ***
3. 流動資産 (1) 資金 (2) 未収金	*** *** ***	負債合計	***
		純資産の部	金額
		純資産合計	***
資産合計	***	負債及び純資産合計	***